

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分県身体障害者福祉センター
---------	----------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

<個人使用料>

（単位：円）

区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
温水プール	幼児・小学生	人/回	70	<u>100</u>	30
		人（11回分）	650	<u>1,000</u>	350
	中学生	人/回	100	<u>140</u>	40
		人（11回分）	1,000	<u>1,400</u>	400
	一般	人/回	170	<u>240</u>	70
		人（11回分）	1,700	<u>2,400</u>	700
機能回復訓練室		人/回	340	<u>380</u>	40
		人（11回分）	3,400	<u>3,800</u>	400
卓球室		台/時間	170	<u>190</u>	20

【備考（温水プール）】

改正前	改正後（案）
1 「幼児」とは満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいい、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。	1 （同左）
2 「中学生」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。	2 （同左）
3 冬の期間（11月15日から翌年3月15日まで）の使用料については、上記使用料の額に50/100を乗じた額を加算する。	3 （同左）

<専用使用料>

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後 (案)	改定見込額	
体育館	アマチュアスポーツに使用する場合					
		身体障害者福祉関係団体	時間	340	500	160
		その他のもの	時間	1,020	1,500	480
	その他に使用する場合					
		身体障害者福祉関係団体	時間	1,120	1,670	550
	その他のもの	時間	3,360	5,000	1,640	
温水プール	身体障害者福祉関係団体		時間	1,120	1,570	450
	その他のもの		時間	3,360	4,700	1,340

【備考（体育館）】

改正前	改正後 (案)
1 必要体育用具の使用料を含む。	1 (同左)
2 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に20/100を乗じた額を加算する。	2 (同左)

【備考（温水プール）】

改正前	改正後 (案)
1 冬の期間（11月15日から翌年3月15日まで）の使用料については、上記使用料の額に50/100を乗じた額を加算する。	1 (同左)

<部分使用料>

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後 (案)	改定見込額
体育館	フロアの1/2を使用する場合				
	アマチュアスポーツに使用する場合				
	身体障害者福祉関係団体	時間	170	250	80
	その他のもの	時間	510	750	240
	その他に使用する場合				
	身体障害者福祉関係団体	時間	560	830	270
	その他のもの	時間	1,680	2,500	820

【備考 (体育館)】

改正前	改正後 (案)
1 必要体育用具の使用料を含む。	1 (同左)
2 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に20/100を乗じた額を加算する。	2 (同左)